

4長牛銘第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に準じて、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公示する。

令和4年8月19日

長崎和牛銘柄推進協議会 会長 綾香 直芳

1 競争入札に付する事項

長崎和牛総合PR業務（4長牛銘第19号）

2 競争入札参加者の資格要件

長崎県内に本店又は支店等を置き、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、人員配置及び適正な経理執行体制を有していること。

3 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

(2) 次のアからカまでに該当する事実があつた後、2年間を経過していない者又はその者を代理人支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に業務執行を粗雑にし、又は数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、許可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 1年以上の営業実績を有しない者

(6) この公示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

(8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産

法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者

(9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかな者

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に準じて、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この公示の日から令和4年8月24日（水）（県の休日を除く。）までの間の9時から17時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この公示の日から(4)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること

ア 法人にあつては、登記簿謄本

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書

(イ) 所在地の市町村長が発行する住民票

(ウ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

(4) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県 農林部 農産加工流通課）橋元

（電話）095-895-2997

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知（原則として郵送）する。

7 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和5年3月10日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 3の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し又はその事実あった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が3の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(3) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。